

第 71 類

天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属
並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

- 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第 6 部の注 1 (A) 及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。
 - (a) 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石
 - (b) 貴金属又は貴金属を張った金属
- 2 (A) 第 71.13 項から第 71.15 項までには、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。
(B) 第 71.16 項には、貴金属又は貴金属を張った金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。
- 3 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第 28.43 項参照）
 - (b) 第 30 類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品
 - (c) 第 32 類の物品（例えば、液状ラスター）
 - (d) 担体付き触媒（第 38.15 項参照）
 - (e) 第 42 類の注 3 (B) に該当する第 42.02 項又は第 42.03 項の製品
 - (f) 第 43.03 項又は第 43.04 項の製品
 - (g) 第 11 部の物品（紡織用繊維及びその製品）
 - (h) 第 64 類又は第 65 類の履物、帽子その他の物品
 - (i) 第 66 類の傘、つえその他の物品
 - (k) 第 68.04 項、第 68.05 項又は第 82 類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第 82 類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第 16 部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第 85.22 項参照）を除くほか、この類に属する。
 - (l) 第 90 類から第 92 類までの物品（精密機器、時計及び楽器）
 - (m) 武器及びその部分品（第 93 類参照）
 - (n) 第 95 類の注 2 の物品
 - (o) 第 96 類の注 4 の規定により同類に属する物品
 - (p) 彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（第 97.03 項参照）、収集品（第 97.05 項参照）及び製作後 100 年を超えたこつとう（第 97.06 項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。
- 4 (A) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。
(B) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを

いう。

(C) 貴石又は半貴石には、第 96 類の注 2 (b) の物品を含まない。

5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の 2 % 以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。

この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a) 白金の含有量が全重量の 2 % 以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b) 金の含有量が全重量の 2 % 以上で、白金の含有量が全重量の 2 % 未満のものは、金の合金として取り扱う。

(c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の 2 % 以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5 の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張った金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめっきした物品を含まない。

7 この表において「貴金属を張った金属」とは、金属の一面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8 第 71.12 項に該当する物品は、第 6 部の注 1 (A) に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

9 第 71.13 項において「身近用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a) 小形の身近用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。）

(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身近に付けて使用する身近用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）

これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べっ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。

10 第 71.14 項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

11 第 71.17 項において「身近用模造細貨類」とは、9 (a) の身近用細貨類（第 96.06 項のボタンその他の物品並びに第 96.15 項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用していないものをいう。これらの物品で、貴金属をめっきしたもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは身近用模造細貨類に含まれる。

号注

1 第 7106.10 号、第 7108.11 号、第 7110.11 号、第 7110.21 号、第 7110.31 号及び第 7110.41 号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが 0.5 ミリメートルのふるいに対する通過

率が全重量の 90%以上のものをいう。

- 2 第 7110.11 号及び第 7110.19 号において白金には、注 4 (B) の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。
- 3 第 71.10 項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

総 説

- (1) 71.01 項から 71.04 項までには、天然又は養殖の真珠及びダイヤモンドその他の天然、合成又は再生の貴石又は半貴石（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたもの及び糸通ししたものを除く。）を含み、また、71.05 項には、天然又は合成の貴石又は半貴石を加工する際に生ずるある種のくずを含む。
- (2) 71.06 項から 71.11 項までには、貴金属又は貴金属を張った金属のうち、塊、一次製品又は粉状のもので 3 節に該当する製品の段階までに到達していないものを含み、また、71.12 項には、貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するくずを分類する。

この類の注 4 の規定により、「貴金属」とは銀、金及び白金をいう。「白金」にはイリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。

この類の注 5 の規定により、貴金属を含有する合金（アマルガムを除く。28.43）の分類については、下記のように取り扱う。

- (A) 白金の合金とは、白金の含有量が全重量の 2%以上のものをいう。
- (B) 金の合金とは、金の含有量が全重量の 2%以上で、白金を含有しないもの又は白金を含有する場合には白金の含有量が全重量の 2%未満のものをいう。
- (C) 銀の合金とは、その他の合金で、銀の含有量が全重量の 2%以上のものをいう。
- (D) 卑金属の合金（15 部）とは、白金、金及び銀の含有量がそれぞれ全重量の 2%未満のものをいう。

この類の注 6 の規定により、貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、上記 (A)、(B) 及び (C) に記載された各貴金属の合金を含む。ただし、貴金属を張った金属及び銀、金又は白金を卑金属又は非金属にめっきしたものは含まない。

この類の注 7 の規定により、「貴金属を張った金属」とは、金属の一面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を各種の厚さに張ったものをいう。

貴金属を張った金属製の板、棒等は、ベースとなる金属の一面又は両面に貴金属を重ね合わせ、これらをとともにあらかじめ加熱し、次いで圧延することにより最もよく作られる。

貴金属を張った金属製の線は、貴金属製の管に卑金属製のしんを挿入し、これをあらかじめ加熱し、次いでダイスで引抜くことにより作られる。

文脈により別に解釈される場合を除くほか、貴金属を象眼した卑金属製品は、貴金属を張った金属の製品として分類する（例えば、電気工業で使用されるもので銅板に金の帯を象眼したもの及びダマスキーン (damaskeen) 加工品として知られているもので、鉄鋼に鍛練した

金の帯又はひもを象眼したもの。

この類に規定した貴金属を張った金属は、電気分解、蒸着、吹き付け又は貴金属の塩の溶液に浸すこと等によって貴金属めっきした卑金属と混同してはならない。貴金属をめっきした卑金属は、めっき層の厚みに関係なく、ベースである当該金属の類にそれぞれ分類する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム (28.43)
 - (b) 放射性同位元素 (例えば、イリジウム 192。放射性同位元素を含有する針状、糸状又はシート状の貴金属を含む。) (28.44)
 - (c) 歯科用充てん料として、特に調製された合金 (30.06)
- (3) 通常、全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、ダイヤモンドその他の天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用した製品は、71.13 項から 71.16 項までに属する。

これらの項には、通常身辺用細貨類、金銀細工品 (71.13 項又は 71.14 項の解説参照) を含むが、次の物品は含まない。

(a) 注 3 に掲げる物品

(b) 貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具その他の部分 (例えば、頭文字、はめ輪、縁金) のみに使用した物品 (天然若しくは養殖の真珠又はダイヤモンドその他の天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したものを除く。)

ナイフ、ペンナイフ、彫刻用セット、かみそりその他の刃物で、卑金属製又は非金属製の柄を有するものは、貴金属又は貴金属を張った金属で作った記号、頭文字、縁金を付けたものであっても 82 類に属するが、貴金属又は貴金属を張った金属で作った柄を有する同種の刃物は、この類に属する。

同様に、ボウル、花瓶その他の磁器製又はガラス製の食卓用品は、貴金属又は貴金属を張った金属で作った縁金のようなさ細な取付具及び装飾品を取り付けたものであっても 69 類又は 70 類に属する。

ここには、貴金属をめっきした卑金属又は非金属の製品 (貴金属を張った金属の製品を除く。) は含まない。

- (4) 71.17 項において身辺用模造細貨類は、この類の注 11 に定める物品 (関連する解説参照) に限り適用するものとし、この類の注 3 に掲げる物品を含まない。
- (5) 71.18 項には、貨幣 (収集品 (97.05) を除く。) を分類する。

第 1 節

天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石

71.01 天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

7101.10—天然真珠

－養殖真珠

7101. 21－加工してないもの

7101. 22－加工したもの

この項に分類する真珠は、真珠光沢を有する貝殻と同様に、海水又は淡水に生棲（せい）する軟体動物（特にあこや貝及びい貝）の分泌物の生成物である。

真珠は、輝く表面を有し、コンキオリンと呼ばれる角質で覆われた炭酸カルシウムの層から成る。この炭酸塩の層は、光の反射及び屈折を生ぜしめ、特徴のある真珠光沢（orient）を生ぜしめる。コンキオリンは真珠に半透明性又は光沢を与える。

真珠は、通常白色であるが、灰色、黒色、紫色、赤色、黄色、緑色、青色の有色のものもある。

真珠は、通常球形であるが、半円（ボタンパール）又は不整形（バロックパール又はブリスターパール）のものもあり、大きさも種々のものがある。真珠光沢を有する貝殻（05. 08 又は 96. 01）は、真珠とかなり同じ組成を有するが通常薄いシート状に真珠層が形成されたものである。

この項には、養殖真珠を含む。養殖法は外套膜の一部を切り取り、これで真珠光沢を有する貝殻で作ったビーズを包み、これを貝体に挿入する。数年間を経て、このビーズは徐々に真珠層で被覆される。養殖真珠は、天然真珠と非常に類似した外観を有するが、特殊な装置（内視鏡）又はX線装置により区別される。

この項には、天然又は養殖の真珠で、加工していないもの（例えば、採集後水と塩を使用して単に汚れを除いただけのもの）及び加工したもの（きずの部分を取り除くために加工したもの、穴あけしたもの又はひいたもの（例えば、二分の一真珠、四分の三真珠）を分類する。この項の真珠は、輸送のために一時的に糸に通したものも含む。取り付けたもの及び格付けした後に恒久的に糸通した真珠は含まない（例えば、71. 13、71. 14、又は 71. 16）。

天然又は養殖の真珠は、97 類（収集品、こっとう等）に含まれずこの項に属することに注意すべきである。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 模造真珠（プラスチック製のものは 39. 26 項、ガラス製のものは 70. 18 項、ろう製のものは 96. 02 項）

(b) 未加工又は単に調製した真珠光沢を有する貝殻（05. 08）及び加工した真珠光沢を有する貝殻（96. 01）

71.02 ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）

7102. 10－選別してないもの

－工業用のもの

7102. 21－加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの

7102. 29－その他のもの

－工業用以外のもの

7102. 31—加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの

7102. 39—その他のもの

ダイヤモンドは、純粋な炭素の同素結晶体で、高い屈折率及び光分散力を有する。ダイヤモンドは、既知の物質で最高の硬度をもつ。ダイヤモンドはその特性から、美術品、装飾品の製造に使用され、また、特に線引きなどの工業用として使用される。

この項は、未加工のもの及び加工したものを含む。この場合において加工したものには、クリーブしたもの、ひいたもの、ブルーチしたもの、タンブルしたもの、面付けしたもの、研磨したもの、穴あけしたもの、彫刻をしたもの（浮彫り及び沈み彫りを含む。）、張り石したもの等を含む。ただし、取り付けたものは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

(a) ダイヤモンドのダスト及び粉 (71.05)

(b) レコード針用の加工したダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。85.22）

(c) 90 類の計器、計測機器その他の物品の部分品として認められる加工をしたダイヤモンド (90 類)

*

* *

号の解説

7102. 10

未加工又は粗のダイヤモンドは、工業用のもの又は工業用以外のものとして市販される前に、ダイヤモンド技師により工業規格で格付けされ、選別される。この規格には、重さ（塊）及びカットのための結晶学上の適否を含んでいる。また、結晶の形状、透明性、色、クラリティ及び品質も含む。

この号には、このような技師の検査を受けないダイヤモンドを含む。

この号には、単にふるいにかけてだけのものや、大きさに従って包装しただけで、さらなる技師の検査を受けない粗のダイヤモンドの選別物も含む。

7102. 21 及び 7102. 29

これらの号には、次の天然のダイヤモンドを含む。

(1) ダイヤモンド原石（透明又は半透明なダイヤモンドで、その特性のために、通常宝石、金銀細工品として使用出来ないもの。）

(2) 黒ダイヤモンドその他の多結晶質のダイヤモンド集合体（透明ダイヤモンドより硬いカルボナドを含む。）

(3) ボルト原石（乳白ダイヤモンド及びその他のダイヤモンド（ダイヤモンド加工くずを含む。）で、カットには適さないもの）

(4) 宝石に使用することにも適しているが、その特徴（色、クラリティ、品質、透明性等）により明確で、特定の工業的用途（ドレッサー、線引ダイス、ダイヤモンドアンビル等）に用

いられるダイヤモンド

これらのダイヤモンドは、通常、工具用（ダイヤモンドカutting工具、ボーリング用工具等）及び機械の附属品又は機械に取り付けて使用する。

7102.21号には、次の物品を含む。

- (1) 天然の状態のダイヤモンド：鋳床から取り出された状態のもの又は母岩から摘出された状態のもので、選別したもの
- (2) 単にひき（例えば、薄いストリップ状に）、クリーブし（結晶の層に沿って割ることによって）、ブルーチし、タンブルし又はわずかに面を磨いただけ（いわゆる、窓（ウィンドウズ）：主として技師が粗のダイヤモンドの内部特性の検査を行なうためのもの）のダイヤモンド：これらは、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とするものである。ダイヤモンドのストリップは、面や稜が粗く、光沢がなく、研磨しない状態であれば、円板、長方形、六角形又は八角形に切ってあってもかまわない。
- (3) 表面が化学処理（化学的研磨（ケミカルポリッシング）としても知られている。）により、光沢と輝きのあるタンブルしたダイヤモンド。化学的研磨（ケミカルポリッシング）は、伝統的な研磨材による研磨（アブラシブポリッシング）（ダイヤモンドを別々に取り付け、研磨盤（ポリッシングホイール）で研磨する。）とは異なり、ダイヤモンドをケミカルリアクターの中にばらで詰め込む。
- (4) 破碎したダイヤモンド

7102.29号は、研磨し又は穴をあけたダイヤモンド、彫刻をしたダイヤモンド（鑑別の目的のためだけに彫刻をされたダイヤモンドを除く。）を含む。

7102.31及び7102.39

この号には、天然ダイヤモンドで、その特性（色、クラリティ、純度、透明性等）のため宝石細工、金銀細工に適するものを含む。

7102.31号は、次のものを含む。

- (1) 天然の状態のダイヤモンド：鋳床から取り出された状態のもの又は母岩から摘出された状態のもので、選別したもの
- (2) 単にひき、クリーブし（結晶の層に沿って割ることによって）、ブルーチした又はわずかに面を磨いただけ（いわゆる、窓（ウィンドウズ）：主として技師が粗のダイヤモンドの内部特性の検査を行なうためのもの）のダイヤモンド：これらは、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とするものである。
- (3) 表面が化学処理（化学的研磨（ケミカルポリッシング）としても知られている。）により、光沢と輝きのあるタンブルしたダイヤモンド。化学的研磨（ケミカルポリッシング）は、伝統的な研磨材による研磨（アブラシブポリッシング）（ダイヤモンドを別々に取り付けて研磨盤（ポリッシングホイール）で研磨する。）とは異なり、ケミカルリアクターの中にばらで詰め込む。

7102.39号は次のものを含む。

- (1) 研磨したダイヤモンド（多くの平らに研磨された面を有し、宝石に使用するまでは、さらなる加工を要しない。）

(2) 穴をあけたダイヤモンド、彫刻をしたダイヤモンド（浮彫り及び沈み彫りを含む。）及び張り合わせ宝石用に調製されたダイヤモンド

(3) 研磨、穴あけ又は彫刻が必要なダイヤモンド及びこれらの操作中に破損してしまったダイヤモンド（研磨したダイヤモンドで輸送中又は保管中に破損したのも同じ。）

7102.39号は 次のものを含まない。

(a) わずかに面を磨いただけのダイヤモンド（例えば、窓（ウィンドウズ）：技師が粗のダイヤモンドの内部特性の検査を行なうためのもの）及び明らかにより高度な加工を必要とするダイヤモンド

(b) 鑑別目的のためにだけ彫刻をされたダイヤモンド

71.03 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けられたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしていない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）

7103.10—加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの

—その他の加工をしたもの

7103.91—ルビー、サファイヤ及びエメラルド

7103.99—その他のもの

貴石及び半貴石は、通常、結晶質のものであり、色、光沢、変質しないこと、また、しばしば稀少性のために、身辺用品又は装飾品を作るために、宝石細工師又は金銀細工師により使用される。若干のものは、硬度その他の特性のために、時計、工具その他の産業用に使用される（例えば、ルビー、サファイヤ、めのう、 piezoelectronic quartz）。

71.02 項の解説第 2 パラグラフの規定は、この項にも準用する。

ただし、この項には、たとえ取り付けられていなくても次の物品は含まない。

(a) レコード針用に加工したサファイヤ（取り付けられていないものに限る。85.22）

(b) 90 類又は 91 類の計器、計測機器、時計その他の物品の部分品として認められる加工をした石並びに石英の光学用品（90.01 又は 90.02）

この項の石は、主として宝石細工品又は金銀細工品に取り付けるのに使用されるが、また、82.01 項から 82.06 項の工具に使用されるもの又は 16 部の機械類に使用されるもの（例えば、高周波機器用の piezoelectronic quartz）もある。

この項には、製品に作り上げたものは含まない。例えば、めのう製の乳鉢及び乳棒、めのうの十字架及び指環、ガーネットのゴブレット及びカップ、ひすいの小像及び細貨、めのう又はしまめのうの灰皿及び文鎮、釣りざお用のリング等。これら製品は主として 71.16 項に属する。

この項には、格付けしていないもの又は宝石として直接使用に適さないものを、輸送のために一時的に糸に通したものを含む。取り付けられた貴石又は半貴石は、この類の注 1 の規定により、他の項に該当する場合を除き、71.13 項、71.14 項又は 71.16 項（関連する解説参照）に含まれる。

この項には、この類の末尾に掲げた貴石又は半貴石を含む。これらのリストには、鉱物学上の

種類の名とともに商取引上の名を併記した。

しかしながら、この項は、これらのうち宝石等として使用するのに適する品質のものに限られる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉱物学上では上記に記載した石に属するが、卑なる非貴石のもの又は宝石細工品、金銀細工品等に適しない品質のもの (25 類、26 類又は 68 類)
- (b) ステアタイト (未加工のもの 25.26、加工したもの 68.02)
- (c) 黒玉 (未加工のもの 25.30、加工したもの 96.02)
- (d) ガラス製の模造貴石及び模造半貴石 (70.18)

*

* *

号の解説

7103.10

この号は、単にひき (例えば、薄いストリップ状に)、クリーブシ (石の層に沿って割ることによって) 又はブルーチすることにより粗く加工したものを含む。これらは、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とするものである。ストリップは、面や稜が粗く、光沢がなく、研磨してない状態であれば、円板、長方形、六角形又は八角形に切ってあってもかまわない。

7103.91 及び 7103.99

7103.91 号及び 7103.99 号は、研磨した又は穴をあけた石、彫刻をした石 (浮彫り及び沈み彫りを含む。) 及び張り合わせ宝石用に調製した石を含む。

71.04 合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしていない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

7104.10—ピエゾエレクトリッククォーツ

—その他のもの (加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。)

7104.21—ダイヤモンド

7104.29—その他のもの

—その他のもの

7104.91—ダイヤモンド

7104.99—その他のもの

この項の物品は、前の 2 項の天然の貴石又は半貴石と同じ目的に使用される。

(A) 合成の貴石及び半貴石：これらには化学的に製造された石で次のものを含む。

—本質的に特定の天然石 (例えば、ルビー、サファイヤ、エメラルド、ダイヤモンド、ピエ

ゾエレクトリッククォーツ)と同じ化学的組成と結晶構造を有するもの。又は
一たとえ、イットリウムアルミニウムガーネット (YAG)、キュービックジルコニア (CZ)、合
成モアッサナイト (これらは全て模造ダイヤモンドをつくるのに使用する。)等に似ている石と同
じ化学的組成及び結晶構造を有していなくても、その色、輝き、劣化抵抗及び硬度のため
に宝石細工師、金銀細工師により天然の貴石又は半貴石のかわりに使用されるもの。

これらルビーやサファイヤ等の合成石は、加工していない状態では、小円筒状又はなし状
のドロップの外観を示し、「boules」として知られており、また、これらを長さの方向に割り
又はディスク状にひいたりする。

高压高温製法 (HPHT) により製造された合成ダイヤモンドは、加工していない状態では、
特徴的な斜方切頂立方八面体の形状を示しており、多くの場合で、種結晶の元の位置はその
基礎の上で見ることができる。それに対して、化学蒸着製法 (CVD) により製造された合成ダ
イヤモンドは、加工していない状態では、ほとんどが正方形又は長方形の形状をしており、
通常、結晶の形では見られない。

合成ダイヤモンドは、HPHT 又は CVD 以外の製法により製造されるものもある。

(B) 再生の貴石及び半貴石：通常、粉程度に砕いた天然の貴石又は半貴石の微塵を凝結、プレ
ス又は熔融 (通常ブローパイプを使用する。)等種々の方法により人工的に得たものである。

合成又は再生のものは、通常顕微鏡検査 (空気以外の媒体の中で行われる方が望ましい。)で小
粒のあわ及びすじがあることにより識別できる。

71.02 項及び 71.13 項の解説の規定は、特に加工の程度については、この項にも準用する。
合成又は再生のものは、70.18 項のガラス製の模造貴石又は模造半貴石と混同してはならない。

*

* *

号の解説

7104.10

ピエゾエレクトリッククォーツは、機械的圧力を加えると電荷が生じ (電荷の程度は圧力に従
い変化する。)、逆に、電圧がかけられると機械的圧力を生じるという性質を有する。

この性質により、ピエゾエレクトリッククォーツは電気工業において、さまざまな目的で使用
される。例えば、マイクロホン、拡声器、超音波の送信用又は受信用の装置、固定周波数発振用
の装置の製造に使用される。

この号に属するピエゾエレクトリッククォーツは、一般に薄いシート、板、棒等の形状であり、
これらの形状は、合成クォーツを電気軸に沿って正確にひくことにより得られる。

7104.21

この号には、単にひき、(天然の石の層に沿って割ることによって) クリーブし若しくはブルー
チした合成ダイヤモンド又はわずかに面を磨いただけのもの、例えば、暫定的な形状を有してお
り、明らかに高度な加工を必要とする石を含む。

7104.29

7103.10 号の解説は、この号において準用する。

7104.91

この号には、次の物品を含む。

- (1) 研磨した合成ダイヤモンド：複数の平らに研磨した面を有し、宝石又は特定の工業的用途に使用する前に更なる加工を要しないもの
- (2) 合成ダイヤモンド：穴をあけてあるかないか又は彫刻（浮彫り及び沈み彫りを含む。）をしてあるかないかを問わない。
- (3) 張り合わせた石：少なくとも一の合成ダイヤモンドを含む二以上の要素を組み合わせ形成されるもの。合成ダイヤモンド（通常、より大きな基礎の部分）と天然ダイヤモンド（通常、より小さなトップピース）と一緒に結合させて作られる合成又は天然のダイヤモンドは、この項に属する。

7104.99

7103.91 号及び 7103.99 号の解説は、この号において準用する。

71.05 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉

7105.10—ダイヤモンドのもの

7105.90—その他のもの

この項には、前の3項に属する石から得られる（例えば、研磨又は粉砕することにより）ダスト及び粉を含む。これらのうち、最も重要なものは、ダイヤモンド又はガーネットから得られる粉である。

天然のダイヤモンドのダスト及び粉は、主として「ボルト」（工業用の品質のダイヤモンド粒）を粉砕して得られる。合成のダイヤモンドのダスト及び粉は、高温及び高圧下で、通常、黒鉛の直接変換によって製造される。

これらのダスト及び粉は、実用上一つ一つを取り付けて使用するには余りにも小さすぎるという点で、71.02 項又は 71.04 項のダイヤモンドとは異なっている。これらは、通常研磨用に供されるものであり、それらの粒子の寸法は、一般に 1,000 ミクロン以下であるが、寸法の測定は、粒子を一つ一つ測定するというよりも、ふるいによってなされる。ダスト及び粉の粒子の寸法と石の寸法との間には、かなりの程度、重なり合う部分があり得るが、石は数量を決定するのに一つ一つ計測されるのに対し、ダスト及び粉はまとめて計量される。

ダイヤモンドのダスト及び粉は、グラインディングホイール、ポリッシングホイール、カッター、ポリッシングペースト等の製造に使用される。

ガーネットの粉は、主として光学レンズの研磨用又は紙その他の材料の基材上の研磨剤として使用される。

この項には、人造コランダムの粉（28.18）を含まない。

第 2 節

貴金属及び貴金属を張った金属

71.06 銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

7106.10—粉

—その他のもの

7106.91—加工してないもの

7106.92—一次製品

この項には、銀、銀合金（総説参照）、金をめっきした銀及び白金をめっきした銀（加工してないもの、一次製品及び粉状のもの）を分類するものとし、貴金属を張った銀を含まない。

*

* *

銀は、白色の金属で、大気中では腐食しないが曇る傾向がある。熱及び電気の最高の良導体であり、金に次いで展性及び延性が優れている。純銀は、非常に柔軟であるため、しばしば他の金属と合金にして利用される。純銀は、電気機器（例えば、接点、ヒューズ等）、化学工業用、食品工業用又は外科用の機器に使用され、また、被覆用金属としても広く使用されている。

71 類の注 5 の規定（総説参照）に従って、この項の銀合金には、次のものを含む。

- (1) 銀・銅合金：このうち最も重要なものは、貨幣、金銀細工品の製造に使用され、一部のものは電気接点の製造に使用される。
- (2) 銀・銅・カドミウム合金、銀・銅・チタン合金及び銀・インジウム合金：金銀細工品の製造に使用される。
- (3) 銀・銅・亜鉛合金：カドミウム、すず又はりんを含有するものもあり、はんだとして使用される。
- (4) 銀・アンチモン・すず・鉛減摩合金、銀・銅・鉛減摩合金、銀・カドミウム減摩合金及び銀・タリウム減摩合金
- (5) 銀・タングステン焼結合金、銀・モリブデン焼結合金、銀・ニッケル焼結合金及び銀・鉄焼結合金：電気接点の製造に使用される。

この項には、次の形状の銀及び銀合金を含む。

(I) 粉

機械的方法又は化学的方法により作られた一般に微粉状のものである。冶（や）金、電子機器の金属的処理及び電導性結合剤の製造に使用される。

この項には、絵の具、ペイントその他これらに類する物品として調製した粉又はフレーク（例えば、他の着色料とともに作り上げたもの、結合剤又は溶剤中に液状又はペースト状に分散したもの）を含まない。これらは、32.06 項、32.07 項（陶磁器工業用又はガラス工業用の液状ラスター及びこれに類する物品）、32.08 項から 32.10 項まで、32.12 項又は 32.13 項に属する。

(II) ランプ、粒、インゴット、鑄込み棒、ペレット等の形状を有する加工していない銀：脈石から分離したランプ、塊、結晶等の形状を有する自然銀を含む。

(III) 棒、形材、線、板、シート及びストリップ：これらは通常圧延又は引抜きにより製造される。また、ストリップ、ディスク等は、板を切断して作ることもある。繊維工業で使用される銀糸は、紡織用繊維の糸と紡績その他の方法で結合していないものに限りこの項に含む(結合したものは 11 部)。ただし、外科用縫合材として使用される極細の殺菌した線は、30.06 項に属する。

銀を含有する炭素をもととした金属黒鉛質のブロック、板、棒等はこの項に含む(38.01 項の解説参照)。

(IV) 管(巻いた管を含む)：化学機器の部分品等特定の製品として明らかに認められるものにより作られていないものに限る。

(V) はく：通常銀の薄板をゴールドビーターズスキン(金ぱく師がはくの間にはさむ薄皮)のシートにはさみ、ハンマー等で打ちたたくことにより得られる。通常小冊子状に調製され、紙、プラスチック等で裏張りされることもある。

ただし、この項には、スタンプ用のはく(銀粉をゼラチン、にかわその他の結合剤を使用して薄いシート状にしたもの及び紙、プラスチックその他の支持物の上に銀を付着させたもの)を含まない(32.12)。

(VI) より糸、スパングル及び切片：より糸(pur1s)は、銀線をゆるくよったもので、ししゅう及びトリミングに使用される。スパングル及び切片は、幾何学的形状(円形、星形等)に切断された小片で、通常、中央に穴があけられており、同じ目的に使用される。

この項には、3節に該当する身近用細貨類等のブランクの形に鑄込んだもの、焼結したもの、打ち抜いたもの及びプレスしたもの(例えば、取付台、指輪のブランク、バッジ、花及び像)を含まない。

71.07 銀を張った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)

貴金属を張った金属(貴金属を象眼した卑金属を含む)は、この類の注7及びこの類の総説に規定されている。

すず、ニッケル又は亜鉛の合金及び特に銅合金は、時々、銀で張られている。同様に銅又は鋼も銀で張られていることもある。このような金属は、銀細工品(食卓用品、室内装飾品等)、化学工業用又は食品工業用の管、容器又は装置に使用される。

この項に該当する銀を張った卑金属は、通常、棒、形材、線、板、シート、ストリップ又は管の形状である。

通常、71.06 項の解説の規定は、銀を張った卑金属において準用する。

71.08 金(白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに

限る。)

－マネタリーゴールド以外のもの

7108.11－粉

7108.12－その他の形状のもの（加工してないものに限る。）

7108.13－その他の形状のもの（一次製品に限る。）

7108.20－マネタリーゴールド

この項には、金、金合金（71 類総説参照）及び白金をめっきした金で加工してないもの、一次製品及び粉状のものを分類するものとし、貴金属を張った金を含まない。

*

* *

金は、特徴のある黄金色を呈し、高温においても酸化されず、酸を含むほとんどの試薬に対して著しい化学的抵抗性を有している（ただし、王水には侵される。）。銀及び銅に次ぐ熱及び電気の良い良導体である。金属のうちで最も展性及び延性に富むが、非常に柔らかいので、電気めっき用及び電着物以外には純金のままで使用されることはほとんどない。

この類の注5の規定（総説参照）に従って、この項の合金には次のものを含む。

- (1) 金・銀合金：合金を構成する金属の比率により色は黄から緑を経て白に至る各種のものがある。身辺用細貨類に使用されるが、電気接点及び特殊な高融点をもつはんだとしても使用される。
- (2) 金・銅合金：貨幣、身辺用細貨類及び金細工品に使用され、また、電気接点（71.08）としても使用される。
- (3) 金・銀・銅合金：主として身辺用細貨類及び金細工品に使用され、また、歯科用合金及びはんだ用合金としても使用される。亜鉛又はカドミウムを含有するものもあり、これらははんだ用合金として使用される。主として銀及び銅から成るドレ（dore）又はブリオンドレ（bullion dore）と呼ばれる合金で、金の含有量が全重量の2%以上のものは、この項に属する。これらは、ある種の含銅硫化鉄鋼から又はブリストア銅の処理の際に生ずる残留物から得られるものであり、その後、これらの構成金属を分離するために精錬される。
- (4) 金・銅・ニッケル合金：亜鉛及びマグネシウムを含有するものもある。各種の合金（ホワイトゴールド又はグレイゴールドとして知られている。）は、しばしば白金の代用物として使用される。ただし、パラジウムを2%以上含有するホワイトゴールドは、71.10 項に属する。
- (5) 金・ニッケル合金：電気接点の製造に使用される。

この項には、銀について記載したものと同様の形状を有する金及び金合金を含む（71.06 項の解説参照）。従って、71.06 項の解説の規定は、この項において準用する。

*

* *

号の解説

7108.20

この号には、財政当局、国際財政機関又は公認銀行間で交換される金を含む。

71.09 金を張った卑金属又は銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

貴金属を張った金属（貴金属を象眼した卑金属を含む。）は、この類の注7及びこの類の総説に規定されている。金を張った卑金属又は銀は、通常、銀を張った卑金属（71.07 項の解説参照）と同様の形状である。

卑金属（例えば、銅及びその合金）又は銀は、身近用細貨類（腕輪、時計用鎖、イヤリング等）、時計用ケース、シガーホルダー、シガレットホルダー、ライター、金細工品、電気接点又は化学装置等の製造のために金で張られている。

71.10 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

－白金

7110.11－加工してないもの及び粉状のもの

7110.19－その他のもの

－パラジウム

7110.21－加工してないもの及び粉状のもの

7110.29－その他のもの

－ロジウム

7110.31－加工してないもの及び粉状のもの

7110.39－その他のもの

－イリジウム、オスミウム及びルテニウム

7110.41－加工してないもの及び粉状のもの

7110.49－その他のもの

この項には、71.06 項の銀及び 71.08 項の金と同様に総説に規定した白金及びこれらの合金を分類する。

*

* *

白金には、次のものを含む（71 類注4（B）参照）。

(A) 白金：白金は、灰白色の金属で、柔らかく延性に富んでいる。室温で曇ることはなく、王水以外の酸には腐食されない。鍛造、圧延又は引抜きによって棒、シート、ストリップ、管、線その他の一次製品の形状に加工される。

白金及びその合金は、優れた耐食性、高融点及び優れた触媒作用があるので、工業用の多くの重要な用途に供されるほか、優れた身近用細貨類及び歯科用材料として使用される。例えば、電気工業においては、熱電対及び抵抗温度計の製造、各種の機器の電気接点及び電極、繊維工業においては、人造繊維紡糸機のノズルに、ガラス工業においては、るつぼ、かくは

ん棒、ガラス繊維製造用のブッシング等溶融ガラス用の諸器具に、化学工業及び石油工業においては、触媒（例えば、硝酸を製造する際のアンモニア酸化工程の触媒、プラットホーミング用触媒）に、また、化学器具（例えば、るつぼ）に、航空機産業においては、航空機用火花点火内燃機関の点火プラグの電極及び航空機用ガスタービンエンジンの点火装置として使用される。

白金及びその合金は、外科用の器具（特に注射針）の製造、ある種のガスライター、測定用の基準器、光学機器用のヘアライン等の製造にも使用される。

- (B) パラジウム：パラジウムは、銀白色の金属で、柔らかく非常に展性に富み耐食性も優れている。王水及び硝酸に溶解し、熱硫酸に侵される。鍛造、圧延又は引抜きによって棒、シート、ストリップ、管、線その他の一次製品の形状に加工される。

主に電気接点、はんだ用合金、水素精製設備、水素添加用触媒、身近用細貨類の製造又はプラスチックに貴金属を塗布するための下地として使用される。

- (C) ロジウム：ロジウムは、銀白色の硬い金属で延性を有している。高い反射率を有しており、電気伝導度及び熱伝導度は、白金族の金属中最も高い。ほとんどすべての水溶液（高温にした鉍酸を含む。）に対し耐食性がある。

鍛造、圧延又は引抜きによって棒、シート、ストリップ、管、線その他の一次製品の形状に加工される。

主として白金の合金金属として使用され、また、合金の状態では電気工業及びガラス製造工業において各種の用途に供される。ロジウムは、その低い電気抵抗及び優れた耐食性により電着物の形で、電気接点又は耐摩耗性が重要な接触面（例えば、スリップリング）に使用するのに適している。触媒としても使用され、また、銀製又は銀めっきした金属製の刃物及び深い容器に耐食性の仕上げを行うためのめっきに使用される。

- (D) イリジウム：イリジウムは、灰白色の硬い金属で、常温及び高温の酸（王水を含む。）に侵されない。

圧延又は引抜きによって、薄いストリップ又は線を製造することができる。

イリジウムは、熱電対用合金、るつぼ用合金又は航空機エンジンの点火プラグの電極用合金の合金成分として使用される。

- (E) オスミウム：オスミウムは、この項に含まれる金属の中で最も溶融し難い金属である。塊の状態では、亜鉛に類似した青白色を呈し、耐酸性を有する。微細にした状態では、非晶質の黒い粉末であり、硝酸及び王水に侵され、大気中で徐々に酸化される。

ペン先及び回転軸に使用される各種の硬い耐食性合金に主として使用され、また、触媒としても使用される。

- (F) ルテニウム：ルテニウムは、灰色のもろくて硬い金属である。優れた耐食性を有し、王水には侵されないが、次亜塩素酸ナトリウムの溶液には徐々に侵される。シート、ストリップ又は線の形で小規模に生産されている。

白金、パラジウム、モリブデン、タングステン等に添加する合金成分として使用される（例えば、ペン先のニブポイント及びコンパスの先端の製造）。また、触媒、電着物の形で電気接点及び耐摩耗性が重要な電氣的接触面に使用される。

この類の注5の規定（総説参照）に従って、この項の合金には次のものを含む。

- (1) 白金・ロジウム合金：熱電対の線、炉の巻線、ガラス工業で使用する機器の構成部分、金網状の触媒及び紡糸機のノズル
- (2) 白金・イリジウム合金：電気接点、身近用細貨類及び注射針
- (3) 白金・ルテニウム合金：電気接点
- (4) 白金・銅合金（銅5%以下）：身近用細貨類
- (5) 白金・タングステン合金：真空管の電極用又は火花点火用の線
- (6) 白金・コバルト合金：永久磁石
- (7) パラジウム・ルテニウム合金：身近用細貨類
- (8) パラジウム・銀合金：はんだ用合金、水素拡散用薄膜及び電気接点
- (9) パラジウム・銅合金：電気接点及びはんだ用合金
- (10) パラジウム・アルミニウム合金：ヒューズ用の線
- (11) ロジウム・イリジウム合金：熱電対
- (12) イリジウム・オスミウム合金：ペン先のチップ
- (13) イリジウム・タングステン合金：高温用スプリング
- (14) 金・白金合金：紡糸機のノズル
- (15) 金・銀・パラジウム・銅合金：身近用細貨類及び電気接点用スプリング
- (16) 銀・銅・パラジウム合金：はんだ用合金
- (17) オスマリジウム（イリドスミン）：オスミウム、イリジウム、ルテニウム及び白金を含有する自然合金。オスミウムの主要原料である。

71.11 白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

貴金属を張った金属（卑金属に貴金属を象眼したものを含む。）は、この類の注7及び総説に規定されている。この項の物品は、通常 71.07 項の解説に記載したものに類似する形状のものである。

白金を張った卑金属（例えば銅、タングステン）、銀又は金は、主として身近用細貨類及び電気機器に使用する。

71.12 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第 85.49 項の物品を除く。）

7112.30—貴金属又はその化合物を含む灰

—その他のもの

7112.91—金のくず（金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）

7112.92—白金のくず（白金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するも

のを除く。)

7112. 99—その他のもの

この項のくずには、貴金属の回収又は化学品の製造のみに適する金属のくずを分類する。また、主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するくずも材質を問わずこの項に分類される。

この項には、特に次の物品を含む。

- (A) 写真のフィルム、プリント回路基板等の焼却から生ずる、貴金属又はその化合物を含む灰
- (B) 貨幣鑄造、金細工、銀細工、身近用細貨類等の製造場で貴金属又は貴金属を張った金属を機械加工する際に生ずるくず（切削、穴あけ、加工等で生ずるダスト、やすりくず、削りくず等）
- (C) 食卓用品、金又は銀細工品、触媒（金網の形状のもの）等の製品のくずで、本来の用途に供することができなくなったもの。これらのくずには、本来の用途に再使用できるもの（修理又は修繕を行うか行わないかを問わない。）及び貴金属の回収工程を経ないで他の用途に転用できるものを含まない。
- (D) 貴金属を金属又は化合物（例えば、ハロゲン化銀）として含有する写真用の乾板、フィルム、紙、板紙、織物のくず
- (E) 冶金、電解又は化学的処理により生ずる貴金属を含む残留物（例えば、電解精製又は電気めっきの際に生ずるスラグ又はスラッジ並びに写真の定着槽から生ずる銀の残留物）

この項には、貴金属（例えば、金又は銀）を含有する電子回路基板及び類似の担体のくずを含まない（85.49）。

第 3 節

身近細貨類、細工品その他の製品

71.13 身近用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

—貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7113. 11—銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7113. 19—その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7113. 20—貴金属を張った卑金属製のもの

この項には、この類の注9に規定した物品で、全部又は一部に貴金属又はこれを張った金属を使用した次の物品を含む。

- (A) 小形の身近用装飾品：指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、首用鎖、時計用鎖その他の装飾用鎖、鎖等に付ける小さな飾り、ペンダント、ネクタイピン、クリップ、カフス

ボタン、衣服用飾りボタン、ボタン等、宗教用その他の十字架、メダル及び記章、帽子用装飾品（ピン、バックル、リング等）、ハンドバック用装飾品、バックル及びスライド（ベルト、靴等に使用するもの）、ヘアスライド、装飾用くし、髪飾り用ピンその他の髪用装飾品

(B) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品：シガーケース、シガレットケース、かぎたばこ入れ、眼鏡用ケース、おしろい入れ、口紅入れ、ポケット用くし、口中剤入れ、鎖入れ、ロザリオ、キーリング

この項に該当する物品は、貴金属又は貴金属を張った金属（貴金属を象眼した卑金属を含む。）を使用したものでなければならない。ただし、さ細な部分に使用したものを除く。従って、卑金属製のシガレットケースで金又は銀で作った簡単な頭文字を付けたものは、卑金属製品とされる。この項の物品は、上記の条件を有する限り、真珠（天然、養殖又は模造のもの）、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生のもの）、模造貴石、べっこう、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、こはく（天然又は凝結したもの）、黒玉、さんご等を使用してあっても差し支えない。

この項には、貴金属又は貴金属を張った金属で作った身辺用細貨類の未完成品及び部分品（例えば、指輪、ブローチ等に取り付けるモチーフ）を含む。ただし、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものを除く。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42 類の注 3 (B) に該当する 42.02 項又は 43.03 項の製品
- (b) 43.03 項又は 43.04 項の物品（毛皮又は人造毛皮の製品）
- (c) 履物、帽子及び 64 類及び 65 類の他の物品でこの類の物品を一部に使用したもの
- (d) 71.17 項の身辺用模造細貨類
- (e) 貨幣（身辺細貨として取り付けたものを除く。71.18 又は 97 類）
- (f) 90 類の物品（例えば、眼鏡等及びこれらの取付具）
- (g) 時計及び腕時計用腕輪（91 類）
- (h) 96 類の物品（96.01 から 96.06 まで又は 96.15 の物品を除く。）、例えば、万年筆、ペンホルダー、ペンシルホルダー及びシャープペンシル（これらの部分品及び取付具を含む。）、ライター、喫煙用パイプ又はシガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品並びに香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部
- (ij) 製作後 100 年を越えた身辺用細貨類（97.06）

71.14 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

— 貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7114.11 — 銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）

7114.19 — その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないか

を問わない。)

7114.20—貴金属を張った卑金属製のもの

この項には、この類の注 10 に規定した金又は銀細工品で、全部又は一部に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した物品を含む。通常、これらの物品は、71.13 項の身近用細貨類よりも大きい。これらには、次の物品を含む。

- (A) 食卓用品：テーブルナイフ、食器セット、スプーン、フォーク、ひしゃく、肉挟み、盆、プレート、スープ用又は野菜用の皿、ボウル、ソース入れ、果物皿、砂糖入れ、コーヒーポット、ティーポット、ティーカップ、コーヒーカップ、ゴブレット、エッグカップ、デカンタ、リキュールサービス用品、パン、ケーキ、果物等用の台及びバスケット、フィッシュサーバー、ケーキサーバー、ワインの冷し用バケツ、薬味入れ、砂糖挟み、ナイフ置き、ナプキンリング、テーブル用ベル、装飾用栓等
- (B) 化粧用品：手鏡、瓶及びおしろい入れ（71.13 項のものを除く。）、ブラシ用箱、衣類用ブラシ、つめ用ブラシ、ヘアブラシ、くし（装飾用くし及びポケット用くしを除く。71.13）、水さし等（香水用噴霧器を除く。96.16）
- (C) 事務用品：インキ入れ、インキスタンド、ブックエンド、文鎮、ペーパーナイフ
- (D) 喫煙用具：シガーボックス、シガレットボックス、たばこ入れ、灰皿、マッチ箱ホルダー等（96.13 項又は 96.14 項のライター、喫煙用パイプ、シガレットホルダーその他の物品を除く。)
- (E) その他の家庭用品及びこれに類する用途のもの：胸像、小像、その他の室内装飾用の像宝石箱、テーブルセンターピース、花瓶、装飾用植木鉢 (jardinières)、額縁、ランプ、燭（しょく）台、シャンデリア、マントルピース装飾品、装飾用の皿及びプレート、メダル、メダリオン（身近用装飾品を除く。）、運動競技用のトロフィー、香水バーナー等
- (F) 宗教上の装飾品：聖櫃、聖杯、聖体器、顕示台、十字架上のキリスト像、燭（しょく）台、ランプ

この項には、また、金又は銀細工品の未完成品及び部分品（明らかに認定できるものに限る。）を含む（例えば、食卓用品の銀製の柄、化粧用ブラシの銀製の背板等）。

この項の物品は、身近用細貨類と同様に、貴金属又は貴金属を張った金属を使用しなければならない（ただし、さ細な部分に使用したものを除く。）。

これらは、真珠（天然、養殖又は模造のもの）、貴石又は半貴石（天然、合成又は再生のもの）、模造貴石、べっこう、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、こはく（天然又は凝結したもの）、黒玉又はさんごを使用してあっても差し支えない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 66.01 項又は 66.02 項の傘、つえその他これらに類する物品で、この類の材料を使用したもの並びにそれらの物品の部分品、取付具及び附属品で、それらの材料の全部又は一部にこの類の材料を使用したもの（66.03）
- (b) 90 類の物品（例えば、双眼鏡及び望遠鏡）

- (c) 時計及びそのケース (91 類)
- (d) 楽器 (92 類)
- (e) 93 類の武器及びその部分品 (携帯武器、けん銃等)
- (f) 香水用噴霧器その他これに類する化粧用の噴霧器及びこれらの頭部 (96.16)
- (g) 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品 (97.03)、収集品 (97.05) 及び 97.06 項のこ
つとう

71.15 その他の製品 (貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)

7115.10—触媒 (白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。)

7115.90—その他のもの

この項には、全部又は一部に貴金属又は貴金属を張った金属のすべての製品を含む。ただし、
身近用細貨類並びにその部分品及び未完成品 (71.13) 並びに細工品並びにその部分品及び未完成
品 (71.14) 並びにこの類の注 2 (A) 及び 3 に規定する物品を除く。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したもの
- (b) 30 類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品
- (c) 58.09 項の織物その他 11 部に該当する物品
- (d) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品 (例えば、白金製の人造繊維用のノズル、こ
ろがり軸受、化学工業機械又は産業機械の部分品、電気接点等)
- (e) 90 類の物品 (例えば、義肢、義歯その他人体の人造部分品並びに貴金属製の骨折用プレー
ト、医療用機器及び熱電対を有するパイロメーター並びに金、銀又は白金製の理化学用機器
及びその部分品)、91 類の物品 (時計) 及び 96 類の物品 (例えば、白金スポンジガスライタ
ー)

この項は、工業用又は理化学用の物品に限られる (例えば、るつぼ、灰吹皿及びへら (例えば、
白金族の金属製のもの)、白金製又は白金合金製のクロス又はグリルの形状にした物品で触媒とし
て使用するもの、容器 (内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わないものとし、
機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するもの又は有するようにデザインされたものを
除く。)、電気めっき用の陽極)。電気めっき用の金陽極は、必要な寸法に切断した純金のシートで、
電気めっき槽に吊り下げるためのフックを取り付けるための穴が両すみにあけられたものである。
電気めっき用の銀陽極は、上記金陽極と同じ形状のもの又は横断面が dog-bone の形状の押出製品
で両端に穴あけされたものである。電気めっき用の白金陽極は、通常小さい波形を付けた板若し
しくはストリップに電気めっき槽に吊り下げるための細幅の白金のストリップを溶接したもの又は
白金の線でできた金網に吊り下げ用の白金の線若しくは白金の金網製の細幅のストリップを取り
付けたものである。

貴金属又は貴金属を張った金属が重要な特性を与えているようなハンドバッグ等がこの項に含

まれる。このような物品は、真珠、貴石、半貴石、べっこう等を取付具又は装飾品として取り付けてあってもよい。

71.16 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品

7116.10—天然又は養殖の真珠製のもの

7116.20—天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの

この項には、全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、貴石又は半貴石を使用したすべての製品（この類の注2（B）及び3に規定する物品を除く。）を含む。ただし、貴金属又は貴金属を張った金属（さ細な部分に使用したものを除く。）を含まない（この類の注2（B）参照）。

この項には、次の物品を含む。

(A) 身辺用装飾品その他の装飾品（例えば、ハンドバッグ用の留金及びフレーム等、くし、ブラシ、イヤリング、カフスポタン、飾りボタンその他これに類するもの）で、卑金属（貴金属でめっきしてあるかないかを問わない）、アイボリー、木材、プラスチック等に天然若しくは養殖真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けたもの：真珠、貴石又は半貴石を寸法、品質、色彩等に従って格付けを行い、身辺用細貨類として使用できるようにしたものは、この項に含まれるが、格付けしてない又は格付けしてある真珠及び格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したもので、金属その他の材料製の取付具を有しないものはこの項に含まない。これらは、71.01 項、71.03 項又は 71.04 項に分類する（71.01 項から 71.03 項までの解説参照）。

この項の物品は、この類の注2（B）の規定により、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものを含む。例えば、真珠の首飾りに金製の留金を有するものはこの項に含まれる。しかしながら、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分以上に使用したものの（例えば、金製留金を有するイヤリング）は含まない（71.13）。

(B) その他の製品で、全部又は一部に貴石又は半貴石を使用したもの：これらは、貴金属又は貴金属を張った金属（さ細な部分のみに使用した場合に限る。）、その他の材料を含んでもよい。これらの条件に従い、この項には、十字架、指輪（しばしば、めのう製のものがある。）、腕輪（腕時計用腕輪を除く。）、ゴブレット及びカップ（しばしば、ガーネット製のものがある。）、小像及び装飾品（例えば、ひすい製のもの）、乳鉢及び乳棒（例えば、めのう製のもの）、計量器に使用するめのうその他の貴石若しくは半貴石製のナイフエッジ及び軸受、めのう製の紡績用の糸通し、めのう製の頭部を有する装飾用栓、金めっき用又は革、紙等の研磨用めのう製バニシ仕上げ用工具、釣りざお用めのう製リング、ペーパーナイフ、インキスタンド、文鎮並びに灰皿（例えば、めのう製又はしまめのう製のもの）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 82 類の物品で天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製の作用する部分を卑金属、金属炭化物又はサーメット製の支持物に取り付けたもの（組み立ててあるかないかを問わない。）（例えば、ダイヤモンドガラス切り）

- (b) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品（この類の注 3（k）参照）
- (c) 90 類の物品（例えば、機器に取り付けるのに適する石英製の光学用品（取り付けてあるかないかを問わない。））
- (d) 時計の部分品又は時計とその他の物品に等しく使用するのに適する部分品（91 類注 4 参照）として加工した貴石及び半貴石（取り付けてあるかないかを問わない。）

71.17 身辺用模造細貨類

－卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）

7117.11－カフスボタン及び飾りボタン

7117.19－その他のもの

7117.90－その他のもの

この項において、身辺用模造細貨類とは、この類の注 11 に規定したように、小型の身辺装飾品に限る。すなわち、71.13 項の解説の（A）に掲げる物品のようなもの、例えば、指輪、腕輪（腕時計用腕輪を除く。）、首飾り、イヤリング、カフスボタン等（ただし、96.06 項のボタンその他の物品並びに 96.15 項の装飾用くし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で貴金属又は貴金属を張った金属を使用してないもの（この類の注 2（A）に規定するようにめっきしたもの及びさ細な部分に使用したものを除く。例えば、頭文字、はめ輪、縁金）及び天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用してないものである。

この項には、次の未完成の身辺用模造細貨類（例えば、イヤリング、腕輪、首飾り）を含む。

- (a) 酸化被膜生成処理を施したアルミニウム線のスプリットリングの半完成品（通常、ねじられ又は表面に加工が施されている（未加工の止め金に取り付けられているかいないかを問わない。）。これらは、時には更に加工されることなくイヤリングとして使用される。）
- (b) 卑金属製の装飾用モチーフ（研磨してあるかないかを問わない。）。小型の環で、不特定の長さの帯状に組み立てたもの

通常、ポケット又はハンドバックに入れて携帯し、又は身辺に付けて使用するもので、71.13 項の解説（B）に記載した物品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ）は、身辺用模造細貨類としては認めないことに注意しなければならない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) この類の注 3 に掲げる物品
- (b) 83.08 項の物品（バックル、留金、フック、アイレット等）

71.18 貨幣

7118.10－貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）

7118.90－その他のもの

この項は、各種の金属材料（貴金属を含む。）製の貨幣で、公式に定められた重量及びデザインを有し、法貨として使用するために政府の管理下で発行されたものに適用する。発行国で法貨となっている貨幣を1枚ずつ又はセットにした物品は、たとえそれが一般に販売される形態になっていてもこの項に含まれる。この項には、法貨として使用されない貨幣を含む。ただし、収集用のものは含まない（97.05の解説参照）。

貨幣は、金属の板から打抜きによりブランクを作り、ついでダイスで同時に両面にデザインを型打ちすることにより製造する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) メダル（貨幣と同様に型打ちされたものを含む。）（通常 71.13、71.14、71.17 又は 83.06）
（関連する解説参照）
- (b) ブローチ、ネクタイピンその他身辺装飾品に取り付けられたもの（71.13 又は 71.17）
- (c) 破損し、切断し又は打ちつぶしたもので、金属のくずとしてのみ使用するもの

*

* *

号の解説

7118.10

この号には、次の物品を含む。

- (1) 法貨となっていたが、流通から回収済みの貨幣
- (2) ある国において、他国で流通するために鑄造された貨幣（国境通過時点で、権限のある当局により法貨としていまだ発行されていない。）

一覧表

71.03 項に該当する貴石又は半貴石

鉍 石	商 取 引 上 の 名
アンブリゴナイト	アンブリゴナイト モンテブラサイト
アンフィボール (角閃石) (族)	
アクチノライト	アクチノライト (陽起石)、ネフライト (軟玉)、 ジェード (ひすい)
トレモライト	トレモライト (透角閃石)
ロードナイト	ロードナイト (ばら輝石)
アンダルサイト	アンダルサイト (紅柱石) チアストライト (空晶石)
アパタイト	アパタイト (燐灰石) (各色のもの)
アラゴナイト	アラゴナイト (霰石)、アモライト
アキシナイト	アキシナイト (斧石)
アズライト	アズライト (藍銅鉍、チェシライト) アズライトマラカイト (藍孔雀石)
ベニトアイト	ベニトアイト
ベリル (緑柱石)	エメラルド (緑玉) アクアマリン (藍玉) 無色ベリルゴシェナイト (ゴッセン石) イエローベリル (黄ベリル) ピンクベリルモルガナイト (モルガン石) ヘリオドール ゴールデンベリル (金緑柱石) グリーンベリル (緑緑柱石) レッドベリル (赤緑柱石)、ビックスパイト
ベリロナイト	ベリロナイト
ブラジリアナイト	ブラジリアナイト
カルサイト	カルサイト (方解石)
カシテライト	カシテライト (錫石)
セルサイト	セルサイト
クリソベリル	クリソベリル (金緑石) クリソベリルキャッツアイ アレキサンドライト (アレキサンドル石) アレキサンドライトキャッツアイ
クリソコラ	クリソコラ (珪孔雀石)
コーディアライト	コーディアライト (堇青石)

コランダム (鋼玉石)

ダンプライト

ダトライト

ダイアスポア

ジュモルチライト

エピドット

ユークレーズ

フェルドスパー (族)

アルバイト

ラブラドライト

ミクロクライン

オリゴクレーズ

オーソクレーズ

フルオライト

ガーネット (族)

アルマンデイン

アンドラダイト

グロッシュラー

パイロープ

スペッサータイト

アイオライト (堇青石)

ルビー (紅玉)

スタールビー (星彩紅玉)

サファイヤ (青玉)

スターサファイヤ (星彩青玉)

サファイヤキャッツアイ

サファイヤ (青又は紅以外のコランダム)

パパラシヤ (オレンジ色のもの)

ブラックスターサファイヤ等

ダンプライト (ダンプリ石)

ダトライト (ダトー石)

ダイアスポア

ジュモルチライト (ジュモルチエル石)

エピドット (緑れん石)

ユークレーズ

アルバイト (曹長石)

モウセットセット/ジェーダイトアルバイト

ラブラドライト (曹灰長石)、スペクトロライト

アマゾナイト (天河石)、ミクロクライン (微斜長石)

アベンチュリンフェルドスパー

サンストーン (日長石)

オーソクレーズ (正長石、黄色のもの)

ムーンストーン (月長石)

フルオライト (螢石)

ガーネット (ざくろ石)、アルマンデイン (鉄礬ざくろ石)

ガーネット、ロードライト

ガーネット、アンドラダイト (灰鉄ざくろ石)

ガーネット、デマントイド (翠拓ざくろ石)

ガーネット、メラナイト (黒拓ざくろ石)

ガーネット、グロッシュラー (灰鉄ざくろ石)

(各色のもの)

ガーネット、グロッシュラークロム

ツァボライト

ガーネット、ヘソナイト (緑ざくろ石)

ガーネット、パイロープ (苔礬ざくろ石)

ガーネット、スペッサータイト (マンガンざくろ石)

ヘマタイト
イドクレス

コールネルーピン
カИАナイト
ラズライト (Lazurite)

ラズライト (Lazulite)
マラカイト
マーカサイト
オブシディアン (ボルカニックガラス)
オリビン
オパール

プレーナイト
パイライト
パイロファイライト
パイロクシーン (族)
 ディオプサイド

 エンスタタイトハイパースシーン

スポジュミーン

石英

ヘマタイト (赤鉄鉱)
イドクレス
ベスピアナイト (ベスブ石)
カリフォルナイト (カリフォルニア石)
コールネルーピン
カИАナイト (藍晶石)
ラズライト (青金石)
ラピスラジュリ (青金石)
ラピス (青金石)

ラズライト (青金石)
マラカイト (孔雀石)
マーカサイト (白鉄鉱)
オブシディアン (黒曜石)
ペリドット
オパール (たんぱく石)、ブラックオパール
ボールダーオパール
ファイアオパール
ハーレクインオパール
モスオパール (苔オパール)、プレイズオパール (緑石
英オパール)

オパールマトリックス
ウォーターオパール
ウッドオパール
プレーナイト (葡萄石)
パイライト (黄鉄鉱) (マルカサイト (白鉄鉱))
パイロファイライト (葉ろう石)

ディオプサイド (透輝石)
スターディオプサイド
エンスタタイトハイパースシーン (頑火石、紫蘇輝石)
ジェーダイトジェーダイト、ジェード (ひすい)

クロロメラナイト (濃緑玉)
スポジュミーン (各色のもの) (輝石)

クンツァイト
ヒッデナイト (緑黝輝石)
アゲート (各色のもの) (めのう)
ファイヤアゲート
オニックス (縞めのう)

ロードクローサイト

スキヤポライト

サーペンチン

シンファライト

ソーダライト

スミソナイト

スファリライト

スピネル

サードオニックス (紅縞めのう)

アメジスト (紫水晶)

アベンチュリンクオーツ

アベンチュリン (砂金水晶)

ブルークオーツ (青石英)

カルセドニー (玉髄)

クリソプレーズ (緑玉髄)

シトリン (黄水晶)、イエロークオーツ (黄石英)

コーネリアン (紅玉髄)

グリーンクオーツ (緑石英)、プラジオライト (董青石)

ヘリオトロープ (血玉髄)、ブラッドストーン (血石)

ジャスパー (碧玉)

マルチカラーDJアスパー (多色碧玉)

オービキューテージャスパー

サイレックス

モリオン、ケアンゴーム (煙水晶)

モスアゲート (苔めのう)

アゲートデンドリチック (樹枝状めのう)

バンデットアゲート (縞状めのう)

プレーズ (緑石英)

クオーツキヤッツアイ

クオーツファルコンズアイ

クオーツタイガーズアイ

ロッククリスタル、クオーツ (水晶、石英)

ローズクオーツ (バラ水晶)

スモーククオーツ (煙水晶)

バイオレットクオーツ

ロードクローサイト (菱マンガン鉱)

スキヤポライト (柱石)

ボーウェナイト (ボーウェー岩)

サーペンチン (蛇紋石)

ウィリアムサイト

シンファライト

ソーダライト (方ソーダ石)

スミソナイト、ボナマイト (菱亜鉛鉱)

スファリライトブレンド

スピネル (各色のもの) (尖晶石)

プリーオナストブラックスピネル (鉄尖晶石)

スフィン (チタナイト)	スフィン (屑石)
トパーズ	トパーズ (各色のもの) (黄玉)
トルマリン	トルマリン (各色のもの) (電気石)
	アンコライト (アンコール岩)
	ドラバイト (褐電気石)
	インデゴライト (藍電気石)
	ルーベライト (紅電気石)
	トルマリンキャッツアイ
ツグツパイト	ツグツパイト
ターコイズ	ターコイズ (トルコ石)
	ターコイズマトリックス
バリサイト	バリサイト (バリッスシア石)
バーダイト	バーダイト
ベスピアナイト (イドクレス参照)	
ジルコン	ジルコン (各色のもの)
ゾイサイト	ゾイサイト (黝れん石) (各色のもの)
	タンザナイト
	チューライト (桃れん石)